

岩手県告示第 23 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 1 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）路線名 一関北上線
 - （2）供用開始の区間 一関市舞川字梅木 45 番 6 地先から西磐井郡平泉町長島字下長根 83 番 3 地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成 21 年 1 月 13 日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 1 月 13 日から同年 2 月 13 日まで
- 2（1）路線名 石鳥谷花巻温泉線
 - （2）供用開始の区間 花巻市石鳥谷町八幡第 4 地割 113 番 4 地先から好地第 6 地割 158 番 1 地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成 21 年 1 月 13 日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 1 月 13 日から同年 2 月 13 日まで